

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第 64号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

宿泊サービス事業者において、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならないこととしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 64号

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削る。

第10条第1項中「宿泊サービス従業者」を「宿泊サービスに従事する従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第15条の2 宿泊サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該宿泊サービス事業所における虐待の防止の対策を検討するための委員会を設置し、当該委員会による審議を対面又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により定期的に行うとともに、その結果について、宿泊サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該宿泊サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該宿泊サービス事業所において、宿泊サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)